

第 24 回熊本市景観審議会議事録（要旨）

日 時 平成 30 年 3 月 29 日（木）午後 2 時 00 分から午後 4 時 30 分

場 所 国際交流会館 4 階 第 3 会議室

出席者（委員） 村上会長、秋元委員、出家委員、原田委員、田中委員、奥住委員、三角委員、
木下委員、宮崎委員、濱田委員、安部委員、丸山委員、大島委員、大森委員、
守屋委員

（事務局） 田中技監、正源司開発景観課長、川崎技術主幹兼主査、
村上技術参事、谷口主任主事、川上主任主事、川野技師

【議題】 [諮問事項]桜町再開発施設の照明計画について（公開）

【その他】 [報告事項①]景観形成建造物の解体について

[報告事項②]熊本市における道路照明のあり方について

【概要】

諮問事項について事務局から桜町再開発事業のこれまでの審議の経緯について説明後、事業者より「桜町地区の夜間照明のあり方」について、運用のルールとして日常時の「ケ」の状態とイベント開催時等の非日常時の「ハレ」の状態での考え方について説明、審議会委員より事業者への質問後、審議を行った。

（審議の際、事業者は退出）

諮問事項については、熊本市景観条例第 11 条に基づき、事業者より市長に対して桜町地区再開発施設の照明計画について技術的助言を求められたため、熊本市景観審議会にて審議を行った。

景観審議会として得た結論は次のとおり

「桜町地区再開発施設の照明計画については了承する。ただし、照明計画については、熊本城はもとよりシンボルプロムナード等との調和を図るものとし、ハレの日、ケの日ともに、オペレーションの一貫性を担保したうえで、モニタリング等を通じた様々な意見等がフィードバックできる仕組みを構築し、運用していただきたい。

また、樹木部分が魅力的に見えるような照明計画となるよう考慮していただきたい。

特に、ハレの日においては、華やかさは感じられつつも、過剰にならないバランスのとれた照明計画としていただきたい。

なお、施設の営業時間終了後においても、防犯や高齢者等に配慮した十分な明るさを確保していただきたい。」と景観審議会としての意見をいただいた。

その他については①熊本地震により被災した景観形成建造物の一部が解体されたため指定を解除、
②熊本市で作成している道路照明のあり方について、熊本市景観審議会に報告を行った。

その他の個別の意見については次のとおり

〈桜町再開発施設の照明計画について〉

- ・ ハレの日の照明について、過剰な光や動きは、健康への影響が懸念される。人に対し不快な照明とならないようにしてほしい。
- ・ 建物周辺の動線については、必要な照度を確保されるということだが、防犯やバリアフリーの観点から、施設供用後においても、夜間の明るさについて検証を行ってほしい。
- ・ 特別な日にみんなで心を一つにするという意味合いでは、メリハリをつけて華やかにするというのはいいと思う。

〈熊本市における道路照明のあり方について〉

- ・ 街路樹に遮られ、オレンジ系の照明灯は暗くて見えない。明るいほうが運転がしやすいと思う。
- ・ 本事業とは別に、今後は市全体での照明計画をどうしていくのかを検討する必要がある。